

# 五台山ふれあいセンター

## 避難所運営マニュアル

津波浸水のおそれがあるため、まずは津波避難をしましょう。



**まずは津波から命を守りましょう！**  
当該地域には津波の恐れがあります。  
津波警報等、解除されるまでは津波避難  
場所で津波から命を守りましょう。

★この避難所運営マニュアルは、万能ではありません。

災害の大きさ、避難の状況、時間の経過に応じて、避難所の運営内容も変化するものと考えます。

揺れや津波から命を守った後、避難者の皆さんで、このマニュアルを参考に協力し、助け合い、安全に運営していきましょう。



五台山校区自主防災会連合会

高知市

平成30年3月作成

令和5年11月改訂



# 目次

## 避難所運営の流れ

### 1 避難所を開設するための準備

- 1 避難所を開設するための準備 **リーダーカード**
- 1-1 避難所の安全確認
- 1-2 受付の設置
- 1-3 避難所の区割り
- 1-4 トイレの確保

### 2 避難者の受入れ

- 2 避難者の受入れ **リーダーカード**
- 2-1 避難者の受付
- 2-2 居住スペースへの誘導
- 2-3 トイレの巡回確認
- 2-4 傷病者の把握・応急対応
- 2-5 要配慮者の把握・生活支援
- 2-6 ペットの受入れ
- 2-7 食料・物資の配給
- 2-8 被災者への情報伝達
- 2-9 災害対策本部との連絡

### 3 避難所の運営

- 3 避難所の運営
- 3-1 避難所運営委員会の設置
- 3-2 活動内容
- 3-3 避難所のルール

### 4 基本情報

- 4 基本情報

# 避難所運営の流れ ①

避難所へ  
集まった人

避難者に屋外で  
待機をお願いします。

1階和室押入れ  
からマニュアルを  
入手します。

リーダーを  
決めます。

リーダーがチーム長を決め、「避難所を開設するための準備」のカードを各チーム長に渡し、作業を指示します。

## 1-1 避難所の安全確認

→避難所として使用可能か確認します。



使用不可能

ほかの  
避難所へ

使用可能



1 避難所を開設するための準備

## 1-2 受付の設置

受付設置チーム



→受付を設置します。



受付設置のイメージ



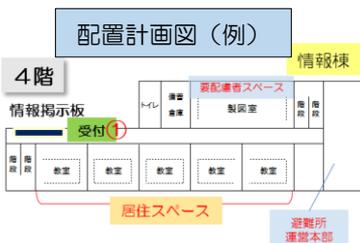
避難者カード  
などを  
準備する。

## 1-3 避難所の区割り

区割りチーム



→避難所の区割りを  
行います。



訓練時の区割りの様子



## 1-4 トイレの確保

トイレチーム



→既存トイレを立入禁止に  
し、簡易トイレを設置  
します。

簡易トイレ設置  
イメージ



移行

避難所開設の準備が整ったら、避難者の受入れに移行します。

→次のページ参照

# 避難所運営の流れ ②

リーダーがチーム長を決め、「避難所の受入れ」のカードを渡し、作業を指示します。

リーダー

## 避難者の受入れ



《役割について》

《内容》

- 2-1 避難者の受付  
避難者の受付を行います。
- 2-2 居住スペースへの誘導  
避難者を居住スペースまで誘導します。
- 2-3 トイレの巡回確認  
トイレが適切に使用されているか、巡回し確認します。
- 2-4 傷病者の把握・応急対策  
救護スペースの設置、傷病者の把握、緊急搬送の要請を行います。
- 2-5 要配慮者の把握・生活支援  
要配慮者を把握して、要配慮者スペースに誘導し、共助でできる範囲で生活支援を行います。
- 2-6 ペットの受入れ  
ペットスペースの設置、ペット同行避難者を把握します。
- 2-7 食料・物資の配給  
食料や物資などの配給を行います。
- 2-8 被災者への情報伝達  
避難者に対して、情報伝達を行います。
- 2-9 災害対策本部との連絡  
災害対策本部と連絡を取ります。

リーダーは状況を見て、避難所運営委員会による運営に移行させます。

3-1 避難所運営委員会の設置

3-2 活動内容（班ごとの役割やスケジュール）

3-3 避難所のルール

閉鎖に向けた動き



**要配慮者  
本人  
また その家族**



**避難所運営  
スタッフ**



**市職員など**

要配慮者用の受付に並ぶ。

- 避難者名簿に記入する。
- 避難者カードを受け取り、記入する。

要配慮者とその家族の方を、要配慮者用の受付に誘導する。

(2-1 受付チーム)

判断基準 (例)

- 病院  
治療が必要な方  
…発熱・下痢・嘔吐など
- 福祉避難所  
日常生活に全介助が必要な方  
…食事や排せつ、移動が一人でできないなど

※ 参考  
「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」(内閣府・R3改定)

誘導チームの聞き取り調査に答える。



「聞き取りシート」に基づき、聞き取りを行い、居住スペースへ誘導する。

(2-2 誘導チーム)

家族と避難所運営スタッフが協力し、生活支援を行う。



## 福祉避難所などへの移送が必要と考えられる場合



災害対策本部に、「スクリーニング要請」を行う。

(2-9 総務チーム)



市職員などが要配慮者のスクリーニングを行う。

スクリーニングの結果によって、福祉避難所や医療機関へ移動する。



スクリーニングとは被災者の状況に応じて、適切な避難所または医療機関への移送を判断することです。

移送は、①家族、②支援者・ボランティア、③行政職員、④福祉避難所施設職員が行う。

※①～④で対応できない場合は、その都度協議を行う。

